

ID: 941

担当部署: こども福祉部 福祉室 障がい福祉課

処分の概要	特別障害者手当の支給の制限①(法第20条の準用)		
法令名称 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【根拠条文】 (支給の制限) 第20条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。 (準用) 第26条の5 第5条第2項、第5条の2第1項及び第2項、第11条(第3号を除く。)、第12条、第16条並びに第19条から第25条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第16条中「第8条、第22条から第25条まで」とあるのは「第22条、第24条、第25条」と、「第9条第2項」とあるのは「第26条の5において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文及び政令第7条の規定による。 (法第20条の政令で定める額) 第7条 法第20条に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 加算対象扶養親族等(法第20条に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。次号において同じ。)がないとき 360万4000円 (2) 加算対象扶養親族等があるとき 360万4000円に次に掲げる額を加算した額 イ 当該加算対象扶養親族等(70歳以上同一生計配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。)の数に38万円を乗じて得た額 ロ 当該加算対象扶養親族等(70歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。)の数に48万円を乗じて得た額 ハ 当該加算対象扶養親族等(特定扶養親族等に該当するものに限る。)の数に63万円を乗じて得た額			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日